会 費 基 準

1 法人会費

級		従	業	員	数		年 会 費
特	1, 000,	人以上					150, 000
1	200	"		\sim	1,000人	.未満	80,000
2	150	11		\sim	200	11	60, 000
3	100	"		\sim	1 5 0	11	40, 000
4	8 0	11		\sim	1 0 0	11	35, 000
5	6 0	11		\sim	8 0	11	25, 000
6	5 0	"		\sim	6 0	11	20, 000
7	3 0	"		\sim	5 0	11	15, 000
8	1 0	11		\sim	3 0	11	7, 000
9	5	11		\sim	1 0	11	5, 000
10	5 /	人未満					4,000

(注) 法人会員の支店等(議決権なし)から徴する賛助会費は、法人会費の従業員数基準に対応して計算するものとする。

2 個人会費

年会費	一般個人	3,000		
	上記以外の個人	5,000又は2,000		

(注) 年度途中に入会する会員の会費は次のとおりとする。

年会費の額に次の減免率を乗じて算出した金額となる。

減免率=入会申込書受付日の翌月から事業年度末までの経過月数÷12

○ 上記の会費(法人会費及び個人会費。 賛助会費を含む。) については、その20% 以上を公益目的事業を実施するための費用として使用し、残余の金額は、その他 事業会計又は法人会計に繰り入れる。

○ 役員基準会費

	職	位	会	長	副会長	常任理事	理	事	監	事
	役員会費 (年額)		50,000円		30,000円	20,000円	20,000円		10,000円	

- (注) 1. 役員会費は、当該役員が所属する会員である法人等又は事業所が負担する。
 - 2. 役員会費は、普通会費と併徴する。
 - 3. 役員会費は、その全額を会員のための事業を行うための費用として使用し、その他事業会計に繰り入れる。